

2020年5月18日

雇用類似就労者への賃確法を準用した未払い報酬立て替え払いについての要請

新型コロナ対策担当大臣 西村康稔殿

厚生労働大臣 加藤勝信殿

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）フリーランス連絡会

協同組合日本俳優連合

公益社団法人落語芸術協会

一般社団法人日本ベリーダンス連盟

新型コロナウイルス感染症対策でのご尽力に敬意を表します。住宅確保給付金拡張、持続化給付金の創設等、給付型支援にも力を入れていただき感謝申し上げます。

緊急事態宣言の延長と自粛・休業の長期化、雇用・経済情勢の悪化は、フリーランス、芸能実演家の仕事と生計を直撃しています。切実な課題の一つは報酬等の未払いです。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関連する発注者の倒産等による報酬未払いについては、実質は雇用なのに契約上雇用ではないとされている者（誤分類）を正すとともに、「賃金の支払の確保等に関する法律」（賃確法）を雇用類似の形で働く者に準用し、一般会計を財源に国による立て替え払いを実施することを要請いたします。

賃確法は第1次オイルショックの後、企業倒産と賃金未払いが激増したことを背景に、「労働者とその家族の唯一の生活の源泉」（1975年、労働省・労働基準法研究会報告）である賃金支払いを確保することで、働く者の生活の安定と社会的公正を図ったものです（島田陽一ほか編著『戦後労働立法史』）。対象は「労働基準法第9条の労働者」ですが、自らの労働の対価が「生活の源泉」であるという点は雇用類似就労者にもあてはまります。

雇用類似就労者の報酬支払い確保については現在、厚労省・雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会でもご検討いただいておりますが、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態に対応するため、さしあたり以下の点を要請いたします。

記

- 1、賃確法にもとづく未払い賃金立て替え払いを受け付けた場合には、契約形式にとらわれず働き方からみて雇用にあたる者を排除しないよう、労働基準監督署など関係部署に改めて通知して下さい。
- 2、労働保険適用事業者との間で継続的な委託契約等を交わして働いている雇用類似就労者が新型コロナウイルス感染症の影響による経営難によって報酬等の未払いに遭った場合には、賃確法を準用し、国による立て替え払いを実施して下さい（経営難の原因については、感染症の影響が日本経済全体に及んでいることに鑑み、前年同月比での売上減から推認して下さい。立て替え払いの方法としては、立て替え払いを実施している独立行政法人・労働者健康安全機構の会計に別枠を設け、費用は国庫負担による方法が考えられます）。